

## 令和元年度 練馬区がん検診等に係る自己負担金の免除について

つぎに該当する方は、下記の書類を受診当日に実施会場の窓口へ提出すると、区のがん検診等に係る自己負担金が免除(無料)になります。

自己負担金の免除をご希望の方は **必ず事前に申請** してください。

	対象	申請方法	受診当日に提出する書類
①	<b>住民税非課税世帯の方</b> ※申請者および同じ世帯の方全員、住民税が課税されていない世帯のことです。	裏面の「自己負担金免除申請書」を記入いただき、申請ください。(申請後、免除対象の方には、「自己負担金免除通知書」を郵送します。)	<b>自己負担金免除通知書</b>
②	<b>みなし寡婦(夫)控除の方</b> ※婚姻歴のないひとり親を寡婦(夫)とみなして住民税を再計算し、住民税非課税相当世帯に属する方のみ	成人保健係(03-5984-4669)までお問い合わせください。	【健康診査】 自己負担が無料となった受診券 または 自己負担金免除通知書 【がん検診等】 自己負担金免除通知書
③	<b>生活保護受給中の方</b>	裏面の申請書は必要ありません。 管轄の総合福祉事務所に「生活保護受給証明書」を必要枚数分申請してください。	<b>生活保護受給証明書</b>
④	<b>75歳以上の方</b>	<u>申請の必要はありません。</u>	<b>保険証など住所・年齢の確認ができるもの</b>
⑤	<b>中国・樺太残留邦人の方で支援給付を受給中の方</b>	裏面の申請書は必要ありません。 練馬総合福祉事務所に「支援給付受給証明書」を必要枚数分申請してください。	<b>支援給付受給証明書</b>

### ● 自己負担金の特例（健康診査受診券に「無料」の表示がある場合）

練馬区健康診査受診券の「健康診査の自己負担」欄に「無料」と表示されている方は、健康診査と同時に下記の検診を受診する場合に限り、免除申請しなくても自己負担金が免除(無料)となります。

- ・胸部エックス線検査(一般胸部エックス線検査 または 肺がん検診)
- ・大腸がん検診
- ・前立腺がん検診(年度末年齢 60歳・65歳の男性のみ)

【問い合わせ先】 練馬区 健康部 健康推進課 成人保健係 電話 03-5984-4669 [直通]

(午前8:30~午後5:15 土日祝・年末年始を除く)

# 令和元年度 練馬区がん検診等に係る自己負担金免除申請書

練馬区長 殿

練馬区のがん検診等に係る、自己負担金の免除を下記のとおり申請します。  
また、本件の審査のため、練馬区が保有する税務情報を利用することに同意します。

太枠内に必要事項をご記入ください。

申請日 令和元年 月 日

いずれかに  してください。

住民税非課税世帯  
(同じ世帯の方全員が非課税)

みなし寡婦(夫)控除  
(詳しくは表面をご覧ください。)

※生活保護受給中の方、75歳以上の方は、  
申請の必要はありません。  
(詳しくは表面をご覧ください。)

受診する全ての検診等に  してください。  
受診の対象となる年齢は、令和2年3月31日時点での年齢です。

どちらか一つのみ受診できます。  一般胸部エックス線検査  
40～64歳で練馬区国民健康保険特定健康診査と同時受診  肺がん検診  
40歳以上

胃がん検診  
40歳以上

大腸がん検診  
40歳以上

子宮がん検診  
20歳以上 女性のみ

乳がん検診  
40歳以上 女性のみ

30歳代健康診査  
30～39歳

眼科(緑内障等)健康診査  
50・55・60・65歳のみ

成人歯科健康診査  
30・40・45・50・60・70歳のみ

前立腺がん検診  
60・65歳 男性のみ

申請者 氏名	フリガナ	生年月日	昭和・平成		
			年	月	日
住所	練馬区	電話番号	( )		

住民票の世帯員全員(上記申請者以外)の氏名・生年月日を記入してください。

	世帯員氏名	生年月日		世帯員氏名	生年月日
1		明・大・昭・平 年 月 日	4		明・大・昭・平 年 月 日
2		明・大・昭・平 年 月 日	5		明・大・昭・平 年 月 日
3		明・大・昭・平 年 月 日	6		明・大・昭・平 年 月 日

【必ずお読みください】

- この申請書は、同じ世帯の方全員が住民税非課税の方、みなし寡婦(夫)控除の方のみご提出ください(詳しくは表面をご覧ください。)
- 通知書発送までお時間がかかるため、受診日の2週間前までにご提出ください。  
(受診日が決まっていなくても事前申請いただけます。)
- 申請書1枚につき1名の申請となります(2名の方が申請する場合は2枚ご提出ください。)
- 平成31年1月1日時点で練馬区以外にお住まいだった方は、前住所地の非課税証明書が必要となる場合があります。詳しくは、成人保健係(03-5984-4669)までお問い合わせください。
- 住民税の課税状況は、原則として当該年度のものを確認します。ただし、当該年度の住民税が確定するまでは、前年度の課税状況を確認します。
- 生活保護受給中の方、75歳以上の方は、申請の必要はありません(詳しくは表面をご覧ください。)

【提出方法】

1 郵送: 下記へご郵送ください。  
(下記郵便番号を記載いただければ、住所は不要です。)

〒176-8501  
練馬区役所  
健康部 健康推進課 成人保健係 行

2 窓口提出: 下記のいずれかへご提出ください。

- ① 練馬区役所  
(東庁舎6階 健康推進課 成人保健係)
- ② 保健相談所  
(豊玉、北、光が丘、石神井、大泉、関)

【練馬区使用欄】(記入しないでください)

確認	令和元年	月	日	非課税・課税・未申告・非居住	免除可否	可	否	送付枚数	枚
----	------	---	---	----------------	------	---	---	------	---